

インフルエンザA型(H1N1)

— 現状と企業の対応 —

<第4報>

2009年5月1日 正午現在(日本時間)

1. 日本国内で感染疑い

舛添厚生労働相は1日未明、日本国内で初めて新型インフルエンザへの感染が疑われる患者が報告されたと発表した。患者は横浜市在住の17歳の男子高校生で、修学旅行でカナダに約2週間滞在後、4月25日に帰国した。帰国時は症状がなかったが、同30日になって高熱などの症状を訴え、病院で検査を受けた結果、新型インフルエンザと同じA型インフルエンザウイルスであることが判明した。遺伝子を調べるPCR検査で特定できなかったため、国立感染症研究所で再度精密検査を実施しており、早ければ本日(5月1日)のうちに結果が判明する。症状は快方に向かっているという。修学旅行には同行者が約120人いたほか、患者は同25日の帰国後も発症前に登校しており、他の生徒にも感染した可能性があるとして調べている。

国内で感染疑いの患者が出たことを受け、麻生首相は1日、新型インフルエンザ対策本部の2回目の会合を開き、国内で感染者が発生した場合の対処方針を決定した。新たな方針では、患者やその家族が活動した地域では、不要不急の外出の自粛、時差通勤や自転車・徒歩による通勤の奨励、集会やスポーツ大会等の開催の自粛を要請するなどの措置を弾力的に講じるとしている。

また、WHOの報道官は同30日、新型インフルエンザの呼称をこれまで使用してきた「豚インフルエンザ」から「インフルエンザA型(H1N1)」に変更すると述べた。

2. 企業としての対応

国内における感染疑い者が発生した今、新型インフルエンザの国内発生に備え、企業として以下の対応を確認しておくと同時に、個人としての対策を社員とその家族に徹底するよう指示する必要がある。

ほとんどの企業はこれから連休に入ると思われるが、連休中の社員とその家族の安否確認方法、手洗い・うがいの励行、不要不急の外出の自粛を推奨する等の対応を図り、社員の感染予防策を周知・徹底しておいた方がよい。また、連休中に状況が変わっていることを想定して、社員が混乱しないように会社としての対応とその情報収集・周知についても検討しておく必要がある。

- ※ 国内発生期においても、海外発生期の感染予防対策を継続して実施すると同時に、以下の第二段階（国内発生早期）の感染予防策を実施する。
- ※ 事業継続体制については、現段階から国内発生以降の業務運営体制を検討・決定し、社内外の関係者との連携を図る。

感染防止策の実行

第一段階（海外発生期）

- 従業員に対し、以下の点について注意喚起を行う。
 - ・ 新型インフルエンザの感染状況、予防のための留意事項等についての情報に注意すること。その際、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をとること
 - ・ 個人での感染予防や健康状態の把握に努めること
 - ・ 「咳（せき）エチケット」を心がけること
 - ・ マスクの常用、手洗い・うがいを励行すること
 - ・ 発生国への渡航を避けること

第二段階（国内発生早期）以降

- 1) 一般的な留意事項
 - 従業員に対し、以下の点について注意喚起を行う。
 - ・ 38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状があれば出社しないこと。
 - ・ 不要不急の外出や集会を自粛するとともに、不特定多数の集まる場所に近寄らないようにすること。
 - ・ 外出を余儀なくされた場合も公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかないこと。
 - ・ 症状のある人（咳やくしゃみなど）には極力近づかないこと。接触した場合、手洗い、洗顔などを行うこと。
 - ・ 手で顔を触らないこと（接触感染を避けるため）。
- 2) 職場における感染防止策の実行（立ち入り制限や対人距離の確保）
 - 職場への入場制限や、出勤時の従業員の体温測定など、事前に定めた感染防止策を実行する。
- 3) 職場の清掃・消毒
 - 毎日、職場の清掃・消毒を行う。特に多くの人々が接する場所（玄関のドアノブ、訪問者用のトイレ等）は、清掃・消毒の頻度を上げる。
 - 現時点において、新型インフルエンザウイルスの主な感染経路が飛沫感染、接触感染であることを前提とすると、事業所等が空気感染を想定した対策を講じる必要はないと考えられる。
- 4) 従業員の健康状態の確認等
 - 欠勤した従業員本人や家族の健康状態の確認（発熱の有無や発症者との接触可能性の確認）や欠勤理由の把握を行い、本人や家族が感染した疑いがある場合には連絡するよう指導する。
- 5) 事業所で従業員が発症した場合の対処
 - 発症の疑いのある者を会議室等に移動させ、他者との接触を防ぐ。発症者が自力で会議室に向かうことができない場合は、個人防護具を装着した作業班が発症者にマスクを着けさせた上で援助する。
 - 事業者は、保健所等に設置される予定の発熱相談センターに連絡し、発症した日付と現在の症状を伝え、今後の治療方針（搬送先や搬送方法）について指示を受ける。地域の感染拡大の状況により、入院の勧告から自宅療養まで治療方針は刻々と変化するので、発症者を確認するたびに指示を受けることが望ましい。
- 6) 従業員の家族が発症した場合の対処
 - 従業員本人だけでなく、同居する家族等の発症や従業員の感染者との接触についても把握することが望ましい。
 - 同居家族が発症した場合、従業員自身又は連絡を受けた事業者は、発熱相談センター（保健所）に連絡して指示を受ける。
 - 濃厚接触の可能性が高いと判断される場合は、保健所から外出自粛等を要請される。
 - 自宅待機等の期間が経過した後も発症しなかった場合は、発熱相談センター（保健所）の意見も踏まえ、その時点で改めて出社の可否を検討する。

◆弊社コンサルタントによるコラム ～Vol.1～

『今回の新型インフルエンザとどう向き合うか』

ここ数年、各国政府や多くの企業が、「鳥インフルエンザ H5N1 ウイルス由来」の新型インフルエンザ発生を想定し、準備を進めてきた。すなわち、アジア発の「強毒性新型インフルエンザ」だ。しかし、4月27日に WHO が発表したのは、メキシコや米国で「ヒト-ヒト」感染拡大が確認された「豚インフルエンザ H1N1 由来」の新型インフルエンザであった。

メキシコ政府は、毎年3月中旬には終息しているはずの季節性インフルエンザが、今年はインフルエンザ感染者がなかなか減少しないと懸念していた。にもかかわらず WHO や他国への報告が遅れたことは否めない。国際的な感染症対策としては早期発見、早期隔離・治療、情報共有などが非常に重要ではあるが、はたしてメキシコ政府がこのような対応をタイムリーに行なうことができたかは疑問が残る。結果的に、これが世界各地への感染拡大スピードを押し上げてしまったのではないだろうか。

同27日に WHO は「フェーズ4」を宣言し、2日後の同29日には「フェーズ5」へ引き上げた。スペインでも感染者が確認されていることもあり、パンデミックを意味する「フェーズ6」への引き上げも時間の問題かもしれない。この感染拡大のスピードは、日本政府の想定をはるかに上回っているようだ。

楽観視できる部分があるとすれば、今回メキシコにおいては急激な感染拡大と死亡者の増加はあるものの、他国ではほとんど重症化が確認されていないため、「弱毒性ウイルス」である可能性が高い、という点だ。しかし、多くの企業では強毒性 H5N1 ウイルスを想定して準備を行ってきたため、今回のケースでは非常に判断が難しく、どのように対応すればよいか悩ましい状況に陥っている。

海外現地法人を有するいくつかの企業は、感染状況等を冷静に判断しつつ、北米やメキシコへの出張自粛や帯同家族の帰国を早期に実施した。また当該国の事業所・工場において、従業員を自宅待機扱いとして業務停止するなど、各社が置かれている状況や経営判断により、最適な対応を行なっているようだ。

既に事業継続計画（BCP）を策定している企業においては、計画どおりの対応を行なうかどうかについて、今回のウイルスの特性を考慮し状況を分析しつつ、計画内容の見直しを行うことが重要である。

ただし、専門家によればインフルエンザウイルスの変異のスピードは、ヒトの遺伝子変異の場合に比べ、想像を絶する速さで今も進んでいるとのこと。従って、今回の新型インフルエンザ（豚 H1N1）ウイルスが今後次々に変異を起こす可能性があることは決して忘れてはいけない。感染率や死亡率、ウイルスの毒性等サーベイランスを注視し、その都度、柔軟かつ迅速な対応をすることが、今まさに企業に求められている。

BCM 事業本部 コンサルティング第二部
主任コンサルタント 原 敬徳

【参考:世界の感染状況】

国名	症例数	死亡者数
アメリカ合衆国	109*	1
メキシコ	97	7
カナダ	34**	0
ニュージーランド	3	0
英国	8	0
イスラエル	2	0
スペイン	13	0
ドイツ	3	0
オーストリア	1	0
スイス	1	0
オランダ	1	0
合計	272	8

表1: 新型インフルエンザ A 型 (H1N1) 確定症例数 (5 月 1 日現在)

※WHO、アメリカ CDC、カナダ PHAC の情報に基づき国立感染症研究所が作成

出典: 国立感染症研究所感染症情報センター http://idsc.nih.go.jp/disease/swine_influenza/case2009/090501case.html

*州別: ニューヨーク 50 例、テキサス 26 例(死亡 1 例)、カリフォルニア 14 例、サウスカロライナ 10 例、カンザス 2 例、ミシガン 1 例、マサチューセッツ 2 例、オハイオ 1 例、アリゾナ 1 例、インディアナ 1 例、ネバダ 1 例
(注: ニューヨークとミシガンは前日より 1 例ずつ減少)
**州別: アルバータ 6 例、ブリティッシュコロンビア 11 例、ノバスコシア 8 例、ケベック 1 例、オンタリオ 8 例

《感染疑い症例が報告されている国》

アジア	日本、韓国、香港、オーストラリア
欧州	フランス、スイス、イタリア、アイルランド、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、スウェーデン、ポーランド、クロアチア、ギリシャ、チェコ、スロバキア
アフリカ	南アフリカ
中南米	アルゼンチン、エルサルバドル、チリ、ブラジル、コロンビア、グアテマラ

※ 集計: SJRM